

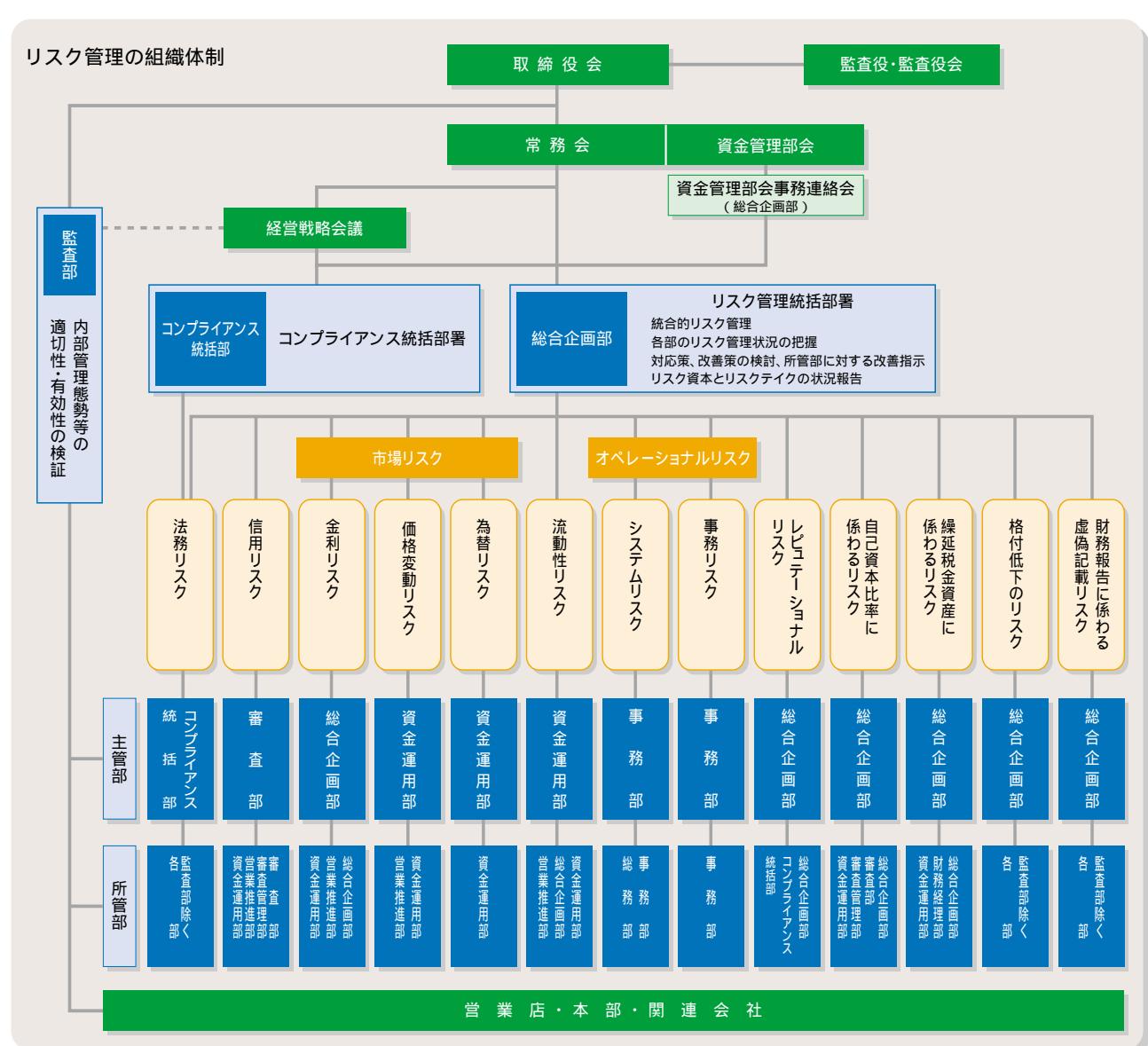
東和銀行の課題と取り組み

リスク管理

金融の自由化・国際化の進展、デリバティブ取引をはじめとする金融技術の革新に伴い、金融機関を取り巻くリスクはますます拡大、多様化しています。そのため、金融機関の経営においては、自己責任原則に基づく適切なリスク管理が求められています。

当行では、リスク管理を経営における重要課題と位置づけ、内包するリスクをより的確に把握し管理するため、体制の整備・向上に努めています。

総合的リスク管理体制	当行は、業務の健全性と適切性を確保するためには、個々のリスクを管理することに加えて、様々なリスクを統一的な手法で統合的に捉えコン	トロールすることが必要であると考え、各種リスクを統括管理する部署を総合企画部に設置し、リスク管理体制の充実を図っています。
------------	--	---



各リスクの解説

法務リスク	システムリスク
法令等に抵触することにより、有形無形の損失を被るリスク	コンピュータシステムのダウン又は誤作動など、システムの不備などに伴い有形無形の損失を被るリスク、及びコンピュータが不正に使用されることにより有形無形の損失を被るリスク
信用リスク	事務リスク
信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク及びカントリーリスク	役員職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより有形無形の損失を被るリスク
[市場リスク]	レビューションナルリスク
金利リスク	マスコミ報道、市場関係者間の評判、トラブル、インターネット掲示板への書き込み等がきっかけとなり、当行の評判が悪化し信用が失墜することにより有形無形の損失を被るリスク
金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在しているなかで、金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスク	自己資本比率に係わるリスク
価格変動リスク	自己資本比率が要求される水準を下回った場合に、金融庁長官から業務の全部又は一部の停止等を含む様々な命令を受け、業務遂行に支障をきたすリスク
有価証券等の価格の変動に伴って、資産価値が減少するリスク	繰延税金資産に係わるリスク
為替リスク	将来の課税所得の予測に基づいて繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断される場合に、繰延税金資産が減額され、その結果、業績等に悪影響を及ぼすリスク
外貨建資産・負債についてネットベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されている価格と相違することによって損失が発生するリスク	格付低下のリスク
流動性リスク	格付機関により格付が引き下げられた場合に、市場取引において、不利な条件での取引を余儀なくされたり、又は一定の取引を行うことができなくなるリスク
・資金繰りリスク	財務報告に関する虚偽記載リスク
金融機関の財務内容の悪化等により、必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク	財務報告の非意図的な誤謬による記載や会計記録の改ざん等の不正な財務報告及び資産の流用により銀行の信用力を損なうリスク
・市場流動性リスク	
市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク	
[オペレーションナルリスク]	
内部プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外的事象が生起することから生じる損失に係わるリスク	

審査体制	当行は、従来から本支店一体となって厳格な審査・管理を進めてまいりました。特に各営業店における審査能力を高めるために、営業店行員を対象に融資実践研修や審査トレーニー研修を実施して	います。また、本部における審査は、審査部、審査管理部により厳格な審査を行っています。さらに「企業支援室」では、お取引先企業の経営改善指導を行い、企業の財務内容の健全化を図っています。
内部監査体制	監査部(内部監査部門)を、本部各部・営業店・連結対象子会社に対して十分牽制機能が働くよう独立した組織とし、各部門のリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した監査を行い、効率的かつ実効性ある内部監査に努めています。	監査部は、監査で指摘した重要事項について遅滞なく取締役会に報告するとともに、指摘事項の改善状況を的確にフォローしています。 さらに、営業店では毎月自店検査を励行し、相互牽制による事務管理の適正化と事務処理水準の向上、事故防止態勢の確立に努めています。
ALM	金利リスクをはじめ、各種市場性リスクの極小化により安定した収益確保を目指すため、ALM(資産・負債総合管理)を導入しています。資産・負債を総合的に管理するとともに、資金の運用と調達から生ずるリスク等の管理を行い、収益の最大化とリスクの最小化、適正な流動性の確保を図っています。	また、信用リスクや市場リスク等、様々なリスクを統一的な手法で統合的に捉え、経営体力に見合ったリスク制御による健全性の確保と、リスク調整後収益に基づいた経営管理による収益性や効率性の向上を目指し、引き続きALMの充実に努めてまいります。

コーポレートガバナンス

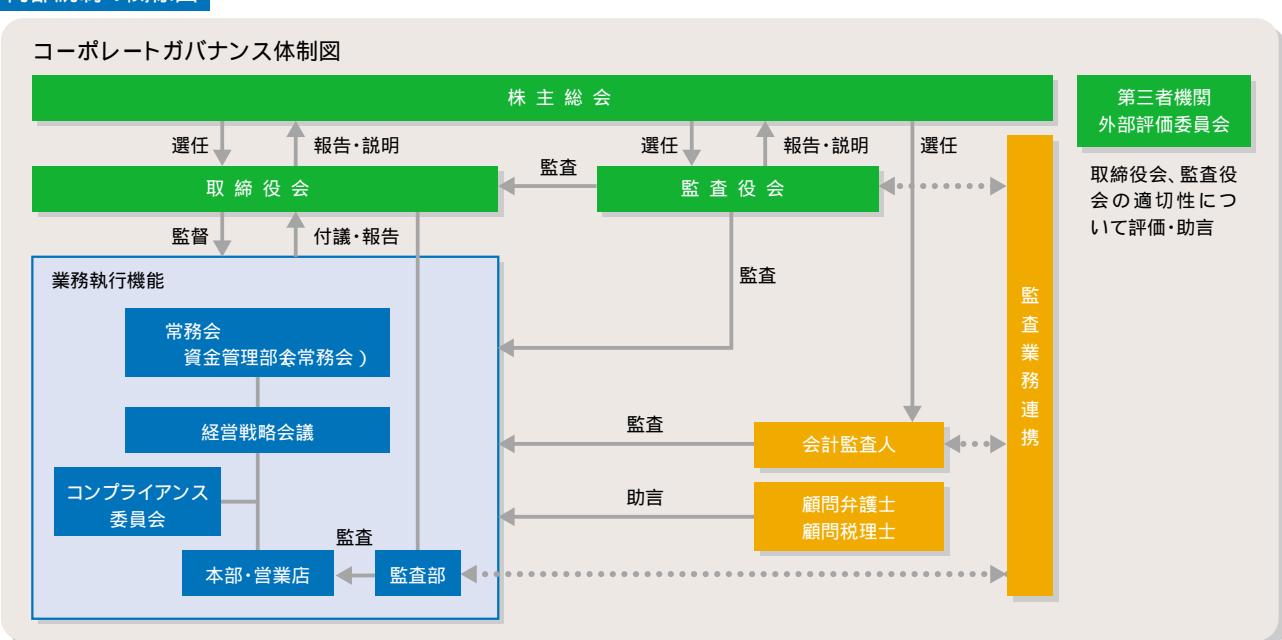
経営管理組織について、経営の意思決定・業務執行の迅速化、取締役会の一層の活性化・監督機能強化を図るなかで牽制機能を強化するため、監査役が常務会へ出席するとともに、常務会の決定事項や重要な業務運営の方針等について全役員に報告、開示することにより、より一層の経営の透明性確保に努めています。また、取締役や監査役会による経営監視、牽制が適切に機能しているかについて、第三者の委員で構成する「外部評価委員会」より評価・助言を得ております。

会社の機関の基本説明

当行は監査役制度採用会社です。4名の監査役を選任していますが、このうち2名を常勤監査役、2名を社外の非常勤監査役としています。

経営の透明性を高めること、また、法的にも内部統制の強化が求められていることから、社外取締役1名を選任しています。

会社の機関・内部統制の関係図



内部統制システムの整備の状況

当行では、取締役会が業務執行を決定し、取締役の職務執行の監督を行っています。取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会の下に業務執行機関として常務会を置いています。

監査役は、取締役会、常務会、支店長会議等、経営の重要会議や報告会に出席し、意見具申できることとしています。

子会社においても、業務の決定及び執行に関する適正を確保するため、取締役会と監査役を設置しています。

監査部は、業務運営が業務分掌及び職務権限に従って適正に行われるよう、独立した立場から監査を実施し、子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しています。

内部監査及び監査役監査の状況

当行では、監査部による監査を通して、内部管理態勢の強化を図り銀行組織の機能の充実を図っています。監査部は、業務監査担当14名、内部監査担当5名、資産監査担当4名、内部統制監査担当6名の体制をとり、各部門のコンプライアンス遵守状況やリスクに関する管理状況等について、諸法令や行内規程等との整合性や有効性を検証し、

その状況を取締役会に報告しています。監査役は取締役会等の重要会議に出席するほか、本部・支店の監査を実施し監査の充実を図っています。

今後も、内部監査部門と外部監査部門及び監査役との連携を一層強化し、内部管理態勢の強化を図ってまいります。

コンプライアンス(法令等遵守)

金融機関は、一私企業という立場を超えた高い公共性を有し、信用秩序の維持、預金者の保護、金融の円滑化、そして経済・社会の発展に貢献しなければならないという社会的責任を負っています。

その使命を果たしていくためには、法令やルールの遵守はもちろん社会規範に反することのない公正で誠実な業務を運営し、広く信用・信頼を確立していくことが不可欠です。

当行では、法令やルール等を厳格に遵守するといったコンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、常に高い倫理観をもって行動するための態勢の確立と基本的な姿勢が組織に定着するよう取り組んでいます。

コンプライアンス 態勢	<p>コンプライアンスに関する統括部署を「コンプライアンス統括部」とし、併せて、「コンプライアンス責任者」を本部各部及び全営業店に配置しています。また、各セクションの横断的な組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの徹底を図っています。</p> <p>さらに、不正行為やルール違反などの事故の未</p>	<p>然防止に向け、コンプライアンス相談窓口を設け、内部牽制機能の強化に努めています。</p> <p>また、コンプライアンスに関する基本方針を明文化した「コンプライアンス規程」を制定しました。今後とも法令等遵守意識の更なる高揚を図り、内部管理態勢の一層の充実・強化に取り組んでまいります。</p>
コンプライアンス 意識の向上	<p>当行は、平成4年4月に行員の行動規範として「五つの誓い」を制定するなど、従来から行員一人ひとりが社会規範に則った行動をするよう意識づけを行ってきました。さらに、行員として守らなければならない法令、規定やマナー等について解</p>	<p>説した「法令遵守の手引き」を全行員へ配布し、常に手元において行動の指針とするとともに、毎年策定するコンプライアンス実践計画に基づく研修等を通じて、法務知識の向上と遵法精神の徹底に努めています。</p>

コンプライアンス委員会組織図



個人情報保護について

平成17年4月から「個人情報保護法」が全面施行され、これに伴い当行ではお客様の「個人情報」をより大切にお守りするための基本方針(プライバシーポリシー)等を定めました。

これからも当行は、経営理念にもありますように「役に立つ」「信頼される」銀行を目指し、より安心してお取引いただけるよう努めてまいります。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

東和銀行は、当行のお客様の個人情報ならびに当行の業務上の取引に関する個人情報を取得する場合においては、以下の考え方・方針に基づき、適正かつ厳格に取り扱うとともに、正確性、機密性の保持に努めてまいります。

1. 個人情報保護に関する法令等の遵守について

当行は、個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月閣議決定)」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年12月金融庁告示)」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(平成17年1月金融庁告示)」および全国銀行協会制定の自らの規則等を遵守いたします。

2. 個人情報の取得、利用または第三者への提供について

- (1) 当行は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得することはいたしません。また、機微(センシティブ)情報(政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、ならびに犯罪歴に関する情報)については、金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で同情報を取得、利用または第三者への提供を行う場合、法令等に基づく場合を除き、その取得、利用または第三者への提供はいたしません。
- (2) 当行は、個人情報の取得、利用にあたっては、その利用目的を特定し、当行のホームページ等で公表することをいたします(お客様との円滑な取引や、お客様へのより良いサービスの提供のために個人情報を取得、利用するというのが基本的な考え方です)。また、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、当行のホームページ等で公表することをいたします。なお、与信事業に際して個人情報を取得する場合には、その利用目的についてご本人の同意を得ることをいたします。
- (3) 当行は、ご本人の同意を得ている場合、法令に基づく場合等を除き、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。
- (4) 当行は、当行とご本人との間で契約を締結することに伴って、直接書面に記載されたご本人の個人情報を取得する場合には、上記(2)の公表にかかわらず、その利用目的をご本人に明示することをいたします。
- (5) 当行は、ご本人の同意を得ている場合、法令に基づく場合等を除き、取得した個人データ(注)を第三者に提供することはいたしません。

(注)個人データとは、個人情報のうち、個人情報データベース等(個人情報を含む情報の集合物で、特定の個人情報を電子計算機で検索できるように体系的に構成したもの等)を構成するものです。

- (6) 当行では、利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの取扱いを外部に委託することがありますが、当該委託にあたっては、委託する個人データの適正な取扱いが確保されるための契約を締結し、定期的にその取扱い状況を点検いたします。また、当行では、当行の子会社等との間で個人データを共同利用することがありますが、当該共同利用にあたっては、共同利用者の範囲等の必要事項を定め、当行のホームページへの掲載等により、当該必要事項をご本人が容易に知り得る状態に置くことをいたします。

<共同利用を行う当行子会社等>

- ・東和ビジネス株式会社(メール並びに現金等の輸送業務)
 - ・東和オフィス株式会社(ATM監視センター業務、東和銀行の受託業務)
 - ・東和カード株式会社(クレジットカード業務)
 - ・株式会社東和ユニベン(投資育成業務)
 - ・東和信用保証株式会社(信用保証業務)
 - ・東和リース株式会社(リース業務)
 - ・東和フェニックス株式会社(金融関連業務)
- 上記の企業以外との共同利用を行う場合は、お客様の氏名、住所、電話番号等、項目を限定して提供します。

3. 個人データの管理方法および漏洩等の防止等について

- (1) 当行は、取得した個人データを適切に管理するため、個人データを取り扱う部ごとに管理者を設置する等、組織的・人的・技術的な安全管理

措置を講じて万全を尽くします。このうち、個人データの漏洩等に対しては、不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策等の適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、その発生を防止することをいたします。

- (2) 当行は、取得した個人データを正確かつ最新の内容にするよう常に適切な措置を講じよう努めてまいります。

4. 保有個人データの開示、訂正等のご請求等について

- (1) 当行は、ご本人からの保有個人データ(注)の開示、利用目的の通知、訂正等、利用停止等および第三者提供の停止(以下「開示、訂正等」といいます)のご請求を受付いたします。当該ご請求をご希望の場合は、当行本支店にお申しだければ、ご本人であることを確認させていただいたうえで、当行所定の書面をお渡しいたしますので、必要事項をご記入・捺印のうえ、当行本支店にご提出下さい。

結果については、当行からご本人に対して書面によりご連絡いたします。なお、当該ご請求のうち、開示のご請求および利用目的の通知のご請求の際は、当行所定の手数料をご負担いただきます。

(注)保有個人データとは、当行が開示、訂正等を行う権限を有する個人データです。

- (2) 当行が行うダイレクトメールや電話によるご案内等のダイレクトマーケティングについて、ご本人が希望されない場合は当行本支店までお申し出ください。ご本人であることを確認させていただいたうえで、直ちに取扱いを中止させていただきます。

5. 個人情報の取扱いおよび安全管理措置に関するご質問、苦情について

当行の個人情報の取扱いおよび安全管理措置に関するご質問、苦情については、下記の相談窓口で受付いたします。ご質問に対しては、速やかにご回答することとし、苦情に対しては、迅速に事実関係等を調査したうえで、誠意をもって対処させていただきます。

当行は、金融分野における認定個人情報保護団体である全国銀行個人情報保護協議会の会員及び証券分野における認定個人情報保護団体である日本証券業協会の会員です。全国銀行個人情報保護協議会の苦情・相談窓口(銀行とりひき相談所)及び日本証券業協会の証券あっせん・相談センターでは、会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

全国銀行個人情報保護協議会 <http://www.abpdpc.gr.jp>

【苦情・相談窓口】電話 03-5222-1700

またはお近くの銀行とりひき相談所

日本証券業協会証券あっせん・相談センター <http://www.jsda.or.jp/>

【苦情・相談窓口】電話 03-3667-8008

またはお近くの証券あっせん・相談センターの各支部

【個人情報の取扱いおよび安全管理措置に関する相談窓口】

〒371-8560 群馬県前橋市本町二丁目12番6号

株式会社 東和銀行 お客様相談センター

フリーダイヤル 0120-495-910

(受付時間 : 平日 9:00 ~ 17:00)

6. 個人情報保護への取組みの維持・改善について

当行は、適切な法令遵守体制を構築し、個人情報が上記の考え方・方針に基づき適正に取り扱われるよう従業者への教育・監督を徹底し、取扱いの状況を点検するとともに、継続的に個人情報への取組みを見直し改善してまいります。

2007年(平成19年)5月

株式会社 東和銀行

取締役頭取 吉永 國光

偽造キャッシュカード等による被害防止に向けた対策について

キャッシュカードの偽造・盗難等による預金の不正引出し等の被害を防止し、お客様がご安心してキャッシュカードをご利用いただけるよう、積極的にセキュリティ対策を講じています。

特に、マルチ暗証方式については、偽造・盗難キャッシュカードの被害防止策として大変有効な機能ですので、皆さまの積極的なご利用をお願い

いたします。

これまでに実施した、偽造・盗難キャッシュカード等による被害の防止対策は以下のとおりです。

当行では、お客様の大切な財産をお預かりする立場として、これからも一層のセキュリティ対策を講じてまいります。

これまでに実施した偽造キャッシュカード被害への防止対策

ATMによる暗証番号変更機能のご提供	平成16年7月
ATMの1日当たりのご利用限度額の設定	平成17年2月
ATMへの後方確認ミラーの取り付け	〃 4月
緊急時連絡先カードの設置	〃 4月
お客様ごとのATMご利用限度額の設定機能のご提供	〃 5月
ATMへの覗き見防止フィルターの取り付け	〃 6月
ATM異常取引管理システムの稼働	〃 8月
マルチ暗証方式の導入	〃 9月
ATMによる1日当たりのご利用限度額引下げ機能のご提供	〃 9月
偽造・盗難キャッシュカードに関する被害者保護の対応・カード規定の改定、補償手続の制定	平成18年2月
マルチ暗証方式のATMによる新規・変更機能のご提供	〃 3月
類推されやすい暗証番号を受付しない機能のご提供	〃 3月
ATMの1日当たりのご利用限度額の見直し・マルチ暗証方式先と4桁暗証番号先のご利用限度額の分離	〃 4月
類推されやすい暗証番号を変更いただくようATM画面へのメッセージ表示	〃 7月
ATMご利用明細書の発行選択機能のご提供	平成19年3月

(注) マルチ暗証方式

従来の4桁の暗証番号に加え、2~10文字以内のカナ文字を第二暗証としてご指定戴くことにより、キャッシュカードご利用時の本人の確認を厳正化する方式

「振り込め詐欺被害に関するお問い合わせ窓口」の設置について

平成20年6月21日、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(振り込め詐欺救済法)」が施行されました。

振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺やヤミ金融などの犯罪に利用された預金口座等の取引停止や、預金口座等に振り込まれて滞留している資金を被害者に分配して支払うため、預金債権の消滅

手続きおよび被害回復分配金の支払手続き等を定めた法律です。

当行では、振り込め詐欺等の被害にあわれた方のご照会やご相談などの専用窓口を設置いたしました。当行では、今後とも振り込め詐欺等の被害発生防止、ならびに被害に遭われた方の救済に取り組んでまいります。

振り込め詐欺被害に関するお問い合わせ窓口

お客様相談センター

電話番号：0120-495-910(フリーダイヤル)

受付時間：月曜日～金曜日(銀行休業日を除く) 9:00～17:00まで